

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表します。

令和 3 年 11 月 25 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 堺 剛

記

第 1 監査の概要

太宰府市監査基準（令和 2 年監委告示第 1 号）に基づき次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

- (1) 団体名 公益財団法人 古都大宰府保存協会
- (2) 所管課 教育部文化財課
- (3) 監査対象補助金 古都大宰府保存協会補助金
- (4) 範囲 市の補助金の使途その他の事務の執行

3 監査の着眼点

市から支出された補助金が、監査実施対象団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行、運用されているかを中心に、次の着眼点に基づき実施した。

(1) 所管課関係（文化財課）

- ア 補助金の交付決定は、法令等に適合しているか。
- イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 団体関係（古都大宰府保存協会）

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

ク 財産の処分期限がある場合に、これに違反するものはないか。

4 監査の主な実施内容

監査対象団体及び所管課から関係書類等の提出を求め、書面監査を行うとともに、団体事務室に赴き、関係諸帳簿の現地監査を行い、関係者からの事情聴取を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 太宰府市監査委員事務局及び古都大宰府保存協会

(2) 日 程 令和3年9月10日から令和3年11月5日まで

第2 団体の概要

1 団体の名称 公益財団法人 古都大宰府保存協会

2 所在地 太宰府市観世音寺4丁目6番1号 大宰府展示館内

3 設立及び沿革

昭和49年7月24日 財団法人古都大宰府を守る会 設立

平成6年6月27日 財団法人古都大宰府保存協会へ改称

平成26年4月1日 公益財団法人に移行

4 設立目的

太宰府地方における歴史的風土及び文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。

(定款第3条)

5 本市との関係

公益財団法人古都大宰府保存協会（以下、「保存協会」という。）は、令和2年度決算では、本市からの保存協会補助金として19,511,979円の補助金収入を計上している。補助金は、昭和52年2月1日に、福岡県、太宰府町（現：太宰府市）及び財団法人古都大宰府を守る会（現：公益財団法人古都大宰府保存協会）の3者で取り交わされた覚書に基づき、事業実施、法人運営のため保存協会に対し太宰府市が交付している。

また、保存協会は下記の施設の指定管理者となっている。

・大宰府展示館

・水城館

6 主な事業内容

(1) 実施事業（定款で定める事業）

ア 歴史的風土及び文化財の保存に関する調査研究及び知識の普及啓発

イ 史跡整備地の維持管理

ウ 大宰府展示館の管理運営

エ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 市からの受託事業(令和2年度)

ア 史跡整備地維持管理業務委託(文化財課)

イ 史跡保存広報普及活動業務委託(文化財課)

7 組織(令和3年3月31日現在)

(1) 役員及び職員数

評議員 14名

理事 11名(理事長1名、理事10名)

監事 2名

事務局長 1名(嘱託職員)

総務課長 1名(市派遣職員)

総務担当 2名(嘱託職員)

史跡整備担当 3名(臨時職員)

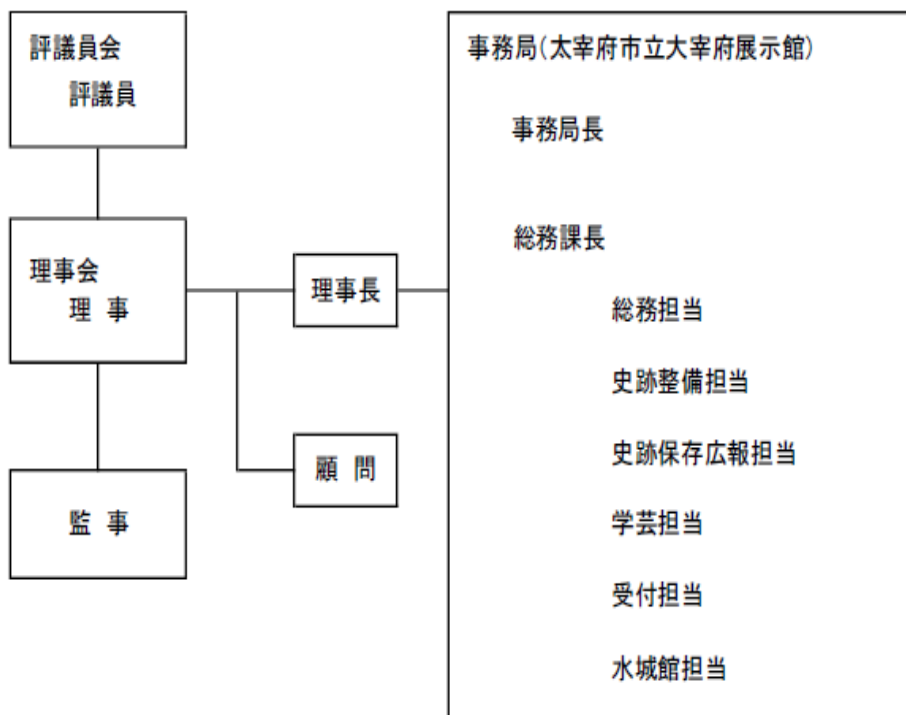
史跡保存広報担当 1名(嘱託職員)

学芸担当 1名(嘱託職員)

受付担当 2名(臨時職員)

水城館担当 4名(臨時職員)

(2) 組織図



8 令和2年度決算概要

(1) 貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	令和2年度	令和元年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	16,487,016	13,549,815	2,937,201
未収金	1,032,951	1,071,314	△ 38,363
前払金	129,248	218,147	△ 88,899
立替金	19,718	0	19,718
流動資産合計	17,668,933	14,839,276	2,829,657
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) 特定資産			
事業積立金預金	1,750,737	1,700,721	50,016
特定資産合計	1,750,737	1,700,721	50,016
(3) その他固定資産			
什器備品	2,856,209	3,535,114	△ 678,905
その他固定資産合計	2,856,209	3,535,114	△ 678,905
固定資産合計	7,606,946	8,235,835	△ 628,889
資産合計	25,275,879	23,075,111	2,200,768
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	6,521,785	4,523,660	1,998,125
前受金	490,000	396,000	94,000
預り金	62,131	50,718	11,413
未払消費税	372,800	1,113,300	△ 740,500
流動負債合計	7,446,716	6,083,678	1,363,038
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	7,446,716	6,083,678	1,363,038
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			

指定正味財産合計	0	0	0
2 一般正味財産	17,829,163	16,991,433	837,730
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(1,750,737)	(1,700,721)	(50,016)
正味財産合計	17,829,163	16,991,433	837,730
負債及び正味財産合計	25,275,879	23,075,111	2,200,768

(2) 正味財産増減計算書内訳表 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	0	0	210	210
② 受取会費	0	1,291,000	0	1,291,000
③ 受取受託金	26,049,740	0	0	26,049,740
④ 事業収益	244,401	492,862	0	737,263
⑤ 受取補助金	13,968,989	5,073,115	4,682,875	23,724,979
⑥ 雑収益	846,498	0	0	846,498
⑦ 入館料収入	946,400	0	0	946,400
経常収益計	42,056,028	6,856,977	4,683,085	53,596,090
(2) 経常費用				
① 事業費	44,406,847	4,860,357	0	49,267,204
② 管理費	0	0	3,491,155	3,491,155
経常費用計	44,406,847	4,860,357	3,491,155	52,758,359
当期経常増減額	△2,350,819	1,996,620	1,191,930	837,731
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
① 什器備品除却額	1	0	0	1
経常外費用計	1	0	0	1

当期経常外増減額	△1	0	0	△1
他会計振替額	824,873	△824,873	0	0
当期一般正味財産増減額	△1,525,947	1,171,747	1,191,930	837,730
一般正味財産期首残高				16,991,433
一般正味財産期末残高				17,829,163
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高				
				17,829,163

9 市の補助金

(1) 名称 古都大宰府保存協会補助金

(2) 補助金額の推移

平成30年度 15,299,496円

令和元年度 15,587,723円

令和2年度 19,511,979円

(3) 補助金の支出状況

令和2年度市補助金の支出状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

当初決定額	支払内訳				決算額	精算額
	第1回	第2回	第3回	第4回		
22,648,000	5,662,000 (R2.4.22)	5,662,000 (R2.7.22)	5,662,000 (R2.10.14)	5,662,000 (R3.1.27)	19,511,979	△3,136,021 (R3.5.27)

※ () は執行日

補助金は、保存協会事務局の給料及び諸手当(嘱託職員5名分)、福利厚生費(嘱託職員5名・臨時職員3名分)、臨時雇賃金(史跡整備担当臨時職員3名分)、役員報酬(理事・監事9名分)、旅費交通費(理事・監事8名分)に充当されている。

なお、市からの受託事業である史跡整備地維持管理業務に係る経費は、事業に係る経費のみであり、人件費は含まれていない。その人件費は、補助対象経費である臨時雇賃金で賄われている。

また、大宰府展示館受付(2名分)及び水城館(4名分)の臨時雇賃金は、指定管理料に含まれており、補助金には含まれていない。

10 指定管理事業

保存協会は、次表の施設の指定管理者となっている。

施設名	令和2年度 指定管理料	所管課	指定期間
大宰府展示館	3,269,000 円	文化財課	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
水城館	5,506,740 円	文化財課	

11 史跡関連事業

保存協会は、次表の事業を実施している。

事業名	福岡県（補助金）	市（委託料）
史跡整備地維持管理事業	3,192,000 円	16,461,000 円
史跡保存広報普及活動事業	1,021,000 円	813,000 円

12 会計区分

公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計に区分されていた。

第3 監査の結果

今回の監査は、市から支出された公金等が、監査対象団体を通じて所期の目的どおり適正に執行、運用されているか、財政援助団体に係る出納その他の事務が関係法令等に則り、適正かつ正確に行われているか等について、保存協会及び文化財課の双方に対し監査を実施した。

その結果、監査に付された関係帳簿、証書類は正確に作成されており、予算の執行その他事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、次のとおり、一部、改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な処置を講じられたい。

また、監査の過程において行ったその他の指導、助言についても併せて改善を図られたい。

1 保存協会

○補助金の経理及び収益事業について

保存協会に対する補助金の目的となる経費は、嘱託職員、臨時雇、役員の人件費等とされており、保存協会の正味財産増減計算書内訳表において、補助金は経常収益に、人件費等は経常費用に、それぞれ公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計へ振り分けられて記載されていたが、振り分けられた補助金（経常収益）と人件費等の金額（経常費用）が符合しない箇所が見受けられた。公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計それぞれにおいて、補助金収入と補助金の目的たる支出が符合するように事業ごとの区分経理を行い、適正な事務処理を行っていただきたい。

なお、収益事業に補助金を交付することについては、疑念があるところである。
また、収益事業等会計に計上される収益事業は「史跡解説パンフレット・書籍等の制作・販売」、「会員向け事業」の2つとされている。

収益事業のうち「史跡解説パンフレット・書籍等の制作・販売」は、事業の収支が経常的な赤字を抱えていることもあり、一方で大宰府史跡保存に関する広報普及を図るための事業の1つの方策とも考えられるため、この事業を公益目的事業の「史跡保存に関する広報普及事業」に含ませることを再検討されたい。

2 文化財課

○補助金の審査及び契約書等への補助金の明記について

補助金の実績報告について文化財課は審査を行っているが、上記の補助金と補助金の目的たる支出が符合しないことについては確認していなかった。補助金の所管課として実績報告を十分精査されるとともに、事務及び会計処理について適切に指導されたい。

さらに、保存協会が受託している史跡保存広報事業や史跡整備事業、大宰府展示館や水城館の指定管理事業の契約において、これらに係る人件費は各事業の契約額には計上されず補助金で賄われている実態があるので、この点については、契約に係る費用が市民に分かるよう契約書等に明記しておくべきである。

第4 意見

今回の監査を踏まえ、次のとおり意見を付記するので、今後の保存協会運営にあたり検討されたい。

保存協会におかれては、史跡保存広報事業や史跡整備事業、大宰府展示館や水城館の指定管理事業等、公益財団法人移行による収支相償等の多くの課題を抱えながらも様々な努力をしている点について敬意を表するものである。

これからは、保存協会事務局職員の人件費に充てている補助金を節減できるよう、収益事業の内容を見直し、有料駐車場や便益施設の設置など史跡の有効活用となり、かつ収益にもつながるような事業の検討をすすめられたい。そして、各史跡を点のみでなく線で結ぶことにより回遊性を持たせるとともに、滞在型のルートを設定するなどして観光客を呼び込み、大宰府市を訪れた方々が喜び、また来たいと思える事業を創出していただきたい。そのためには、大宰府観光協会との連携も重要になってくるであろう。